

下請企業ヒアリングの実施概要及び 今後の対応について

平成29年12月中小企業庁

1. ヒアリングの実施概要

- 本年4月から下請Gメン(取引調査員)を80名規模で配置して、全国の下請中小企業を訪問してのヒアリングを本格的に実施中。
- 10月末時点で2,040件のヒアリングを実施。(1~3月先行実施303件を含む)

1. 業種別

業種	件数	割合
自動車	722件	35.4%
電気·機械	578件	28.3%
その他製造業	561件	27.5%
非製造業	179件	8.8%
合計	2,040件	100.0%

2. 取引の階層別

ティア	件数	割合
一次下請	1,002件	49.1%
二次下請	757件	37.1%
三次下請	199件	9.8%
四次下請以下	51件	2.5%
その他	31件	1.5%

3. 資本金別

資本金	件数	割合
1億円以上	58件	2.8%
5000万円~1億円	290件	14.2%
1000万円~5000万円	847件	41.5%
1000万円以下	845件	41.4%

4. 地域別

地域	件数	割合	地域	件数	割合
本省	415件	20.3%	近畿	236件	11.6%
北海道	184件	9.0%	中国	141件	6.9%
東北	137件	6.7%	四国	67件	3.3%
関東	333件	16.3%	九州	151件	7.4%
中部	337件	16.5%	沖縄	39件	1.9%

2. ヒアリング結果概要

【主な改善事例】

- 全体の25%程度(※)で重点課題三項目の具体的改善を確認。
- ・ 支払条件の改善は300件超と顕著に多い。「100%現金化」の事例。
- 原価低減要請については、「例年あった要請がなくなった」等の改善事例が100件以上。
- 金型関連は「保管状況を視察に来た」等の改善事例が100件程度。 【主な要改善事例】
 - 重点課題三項目では、全体の13%で問題が改善されていない状況。
 - 原価低減要請での要改善事例が多く、浸透するにはなお時間が必要。

(※)数値は「近時改善があった」ことを聞き取った事例の割合であり、残り75%が不適切な取引状況であることを意味しない。

<下請企業ヒアリング(1~10月分:全2,040件)において把握できた事例の件数>

	近時改善した事例	要改善事例
原価低減	114件	136件
支払条件(現金化・手形サイト短縮)	304件	83件
型の管理適正化(型の廃棄・管理費用支払)	99件	52件
合計	517件	271件

3. 取組の周知状況

- 下請法運用基準の改正や自主行動計画の策定等、**取引条件改善の** 取組については半数以上の事業者が未だ認知していない。
- **自動車業界は、他の業界より認知度は顕著に高く**、ティアが下がっても比較的高い浸透度を示している。

<下請企業ヒアリングにおける運用基準改正等の周知状況>

		合計	ティア1	ティア2	ティア3	ティア4以下
全 体	知っている	615 (38%)	290 (36%)	245 (36%)	65 (42%)	15 (36%)
	知らない	1,008 (62%)	517 (64%)	375 (64%)	89 (58%)	27 (64%)
内自動車産業	知っている	293 (49%)	89 (56%)	144 (48%)	48 (46%)	12 (38%)
	知らない	300 (51%)	69 (44%)	155 (52%)	56 (54%)	20 (62%)
内その他	知っている	322 (31%)	201 (31%)	101 (31%)	17 (34%)	3 (30%)
	知らない	708 (69%)	448 (69%)	220 (69%)	33 (66%)	7 (70%)

[※]未回答分は含まず。

4. 下請ヒアリング〈業況等について〉

- 売上量は増加しているところも多いが、売上単価が伸びているところは少ない。
- コスト面では原材料価格、エネルギー価格、人件費いずれも増加傾向としている企業の比率が高い。
- とりわけ人手不足の影響等により、人件費の増大が顕著。

<下請企業ヒアリングにおいて把握できた業況 >

売上	量	売上単価		材料価格		エネルギー		人件費	
増加	856	増加	257	増加	1,094	増加	851	増加	1,500
横這い	617	横這い 1	,104	横這い	591	横這い	681	横這い	316
減少	442	減少	456	減少	41	減少	224	減少	46
回答なし	125	回答なし	223	回答な	U 314	回答なし	284	回答な	t 178

5. 価格決定方法の適正化について

- 原価低減価活動は親事業者、下請事業者双方が継続的な競争力を 確保するために行うものであり、要請そのものを否定するものではない。
- 一連の取引条件改善の取組を受けて、**不合理、不適切な原価低減要 請の方法から改善する動きも**見られる。

- ○最近は**原価低減要請がきていない**。
- ○**原価低減要請は**去年の春まであったが、**ものの見事になくなった**。
- ○従来は一律〇%という口頭での要請があったが、最近は品目ごとに 書面で根拠を示されるようになった。
- ○一律の値引き要請から、
 見積書提出の上での協議に変わった。
- ○原材料・エネルギー・労務費等の積算で見積もりを提示・協議して双 方納得している。

〈要改善事例〉

- ○今年も<u>一方的な口頭による単価引き下げを要請</u>してきた。
- ○価格改定における「合理化」名目の**口頭での低減要請は続いている**。
- ○海外生産コストを基準としており、低減方向のみの選択を迫られている。
- ○親事業者の担当者が代わるたびに値下げ要請がくる。**数%の低減要請** を受けないと仕事が止まるようなことを言ってくるので応諾している。
- ○**納品後に、親事業者から再見積書の提出指示がある**。実質的にはコストダウンの要請で、価格を下げた見積書を出さざるを得ない。また、**再見積書で提示した安い価格が、遡及適用される**こともある。
- 〇量産終了後の**補給品について、引き続き量産時の単価が適用**される。 交渉を申し入れてもテーブルに載らない。

6. コスト負担の適正化について

- 不要な型の廃棄・返却や型の必要な保管費用の支払い等について、改善に着手しつつある事例も見られる。
- 他方、依然として①不要な型の廃棄・返却、②金型の無償保管、③型管理のルール・マニュアルの明文化なされていないケースも多い。

- ○金型の廃棄等について、**国からの要請を受け変化しつつある**。
- ○金型の使用頻度の少ないものの対応が検討され<u>一部返却</u>した。
- ○**金型管理費用の支払いを行う予定である**との説明を受けた。
- ○金型等の管理について、ある大手企業と取引のある事業者が集中する地域において、共同倉庫を設置しての管理を計画している。

〈要改善事例〉

- ○<u>量産終了後の金型を無償で保管している</u>。金型の保管や返却・廃棄の ルールがない。
- ○過去に保管料を2~3年くれたがことがあったが、いつの間にかなくなった。
- ○金型の保管の取決書はあるが、実際は長期保管を要求される。量産終了後数年間保管するという取り決めだが、部品の提供を要求される可能性があるため廃棄できない。保管費用も当社持ちである。
- ○土地を購入してまで型を保管している。 <u>廃却申請をしても対応保留のま</u> <u>ま</u>である。
- ○金型代金の支払いが24月の分割で行われている。金型製作の中小事業者には現金で支払っているが、上からの代金回収には年月を要し、銀行借り入れで凌いでいる。

7. 支払条件の改善について

- 自動車・自動車部品産業を中心に、ティア 0 ~ 1 の多くの企業で、 100%現金払い化の動きが見られる。
- 自動車以外の産業でも、電機・情通機器、建設機械などの大手企業 の一部で100%現金払い化の動きが見られる。
- ティア2~3といった階層の企業にも広がりを見せつつあるが、現時点では ティア2以降の中小企業に広く浸透するまでには至っていない。

- ○自動車メーカーやティア1を中心に現金払いになった。
- ○<u>手形サイトが</u>従来の90日から<u>60日に短縮</u>された。
- ○手形と現金支払いの比率について、現金払いの割合いを高めるというアナウンスがあった。

- ○電子記録債権又はファクタリングのサイトが120日または90日となっており、 今のところ、支払条件の改善の話はない。
- ○支払は手形100%で変化なし。
- ○現金100%の支払からファクタリングに移行された。
- ○支払手形から電子手形への移行に伴い、支払日に現金で振り込まれるが、 割引料として年利数%が差し引かれ入金された。
- ○本来、月末締め翌月払いの約束であるが、<u>親事業者の検収体制不備に</u>より、15日までの納品分しか翌月払いの対象とされていない。

8. その他の改善事例について

「歩引きがなくなった」等の取引改善事例が見られる。

- ○<u>歩引きがなくなった</u>。
- ○親事業者の指導による生産ライン改善により、大幅なコストダウンにつながったが、すべて自社に還元してもらっており、親事業者が配分を要求することはなかった。
- ○配送費について、以前は自社負担としていたが、業績への影響が大きく、 親事業者負担に変更してもらった。
- ○親事業者の下請法に対する意識の向上により、**取引に関しての理解度** が高まり、ものが言えるようになった。

9. 今後の対応について

• **自主行動計画FU調査結果及び下請ヒアリング結果を踏まえ、<u>年明け</u> 以降、以下の対応**を行うとともに、引き続き、取引条件改善に向けた取 組を粘り強く行っていく。

1. 個社へのヒアリング・要請、業界への要請

必要に応じて、①大企業個社へのヒアリングや企業トップ等への改善要請を実施する。②自主行動計 画策定団体に対して計画の改定やさらなる周知の徹底等を要請する。

2. 下請法に基づく調査・検査の実施

これまでの下請ヒアリングを通じて把握した下請法違反のおそれのある事案については、追加のヒアリングや法に基づく調査・検査等を行うなど公取委とも連携し、厳正に対処する。

3. 下請振興法振興基準の改正等の検討

ヒアリング等を通じて把握した商慣行や課題等を整理し、振興基準の改正等を検討していく。

4. 下請ヒアリングの体制強化

来年度からさらに下請Gメンの体制を倍増し、より多くの下請取引の実態把握に努めていく。